

患者様へのご案内

当院の管理者及び届出施設基準は下記の通りです。

管理者氏名： 院長 坂本 尚聡

北海道厚生局に届出している施設基準

- ・ 時間外対応体制加算 3
- ・ 明細書発行体制等加算

○時間外対応体制加算 3 について

当院を継続的に受診している患者様からの電話による問い合わせに対して、標榜時間外の夜間（概ね午後 10 時）において対応いたします。

ただし、やむを得ない事由により、電話による問い合わせに応じることができなかった場合は、できる限り速やかにコールバックいたします。

休診日等においては、地域の救急医療機関等の連絡先の案内を行うなどさせていただきます。

○個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方に

についても、明細書を無料で発行することと致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

再発行はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和8年6月

医療機関名： 6条整形外科クリニック
